公　告

諸　事　項

犯罪被害財産支給手続開始決定公告

平成23年11月１日　宮崎地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第６条第１項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

記

1　犯罪被害財産支給手続番号　宮崎地方検察庁　平成23年第１号
2　犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日　平成23年11月１日
3　支給対象犯罪行為の範囲
⑴　支給対象犯罪行為が行われた期間
平成22年６月４日ころから同月14日ころまでの間
⑵　支給対象犯罪行為の内容
桑畑耕三が、パーソナルコンピュータを用いて、「ヤフーオークション」と題するホームページ上に、パーソナルコンピュータソフトを販売する旨の虚偽の情報を送信して掲示するなどして、パーソナルコンピュータソフト販売代金等の名目で、指定した口座（後記４⑴を参照）に現金を振込入金させ、現金を騙し取った行為（主な犯行の方法については、後記４の⑵を参照）。
4　対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項
⑴　前記桑畑が金を振り込ませた口座のうち、検察官が既に把握している口座

	銀行名支店名	名義人名	口座番号
ア	シティバンク銀行新宿東口支店	鎌田　隆之	7510345
イ	新生銀行吉祥寺支店	鎌田　隆之	0347596
ウ	イオン銀行ターコイズ支店	鎌田　隆之	1199671

⑵　主な犯行態様
ア　「ヤフーオークション」と題するホームページ上に、パーソナルコンピュータソフトを販売する旨の虚偽の情報を掲示する。
イ　前記ホームページを閲覧して前記ソフトを落札した被害者にあてて、前記ホームページ上に、前記ソフトの販売代金及びその振込先口座（前記４⑴記載のもの）等を記載したメッセージを送信して掲示し、被害者にこれを閲覧させるなどして、前記ソフト代金等の名目で、前記口座に現金の振込入金を求める。
5　開始決定の時における給付資金の額　金122万円
6　支給申請期間　平成23年11月１日から平成24年１月４日までの間
7　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項
⑴　被告人の氏名　桑畑　耕三
⑵　裁判所名　宮崎地方裁判所
⑶　裁判年月日　平成23年８月26日
⑷　確定年月日　平成23年９月10日
⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名
（事実の要旨）
被告人は、インターネットオークションを利用して、パーソナルコンピュータソフトの販売代金名目で現金を詐取しようと企て、真実は、同ソフトを保有しておらず、これを販売する意思がないのにあるように装い、平成22年６月４日ころから同月５日ころまでの間、８回にわたり、被告人方において、パーソナルコンピュータを用いて、「ヤフーオークション」と題するホームページ上に、パーソナルコンピュータソフトを販売する旨の虚偽の情報を送信して掲示した上、同月９日から同月11日までの間、被告人方において、パーソナルコンピュータを用いて、前記ホームページを閲覧して前記ソフトを落札した17名にあてて、前記ホームページ上に、前記ソフトの販売代金及びその振込先口座等記載のメッセージをそれぞれ送信して掲示し、同人らにこれを閲覧させるなどして、代金振込後前記ソフトを入手できるものと誤信させ、よって、同月９日から同月13日までの間、18回にわたり、同人らをして、不正に入手した被告人管理に係るシティバンク銀行新宿東口支店の鎌田隆之名義の普通預金口座ほか２口座に現金合計151万2,100円を振込入金させ、もって人を欺いて財物を交付させるとともに、犯罪収益の取得につき事実を仮装した。
（罪　　名）
組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条第１項前段違反
8　この公告に関する問い合わせ先（申請書の持参又は郵送による提出窓口）
〒880―8566　宮崎県宮崎市別府町１番１号
宮崎地方検察庁　被害回復給付金担当　電話番号（代表）　0985―29―2131

○　上記３の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（宮崎地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は記８のとおり）。
○　当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。
⑴　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。
⑵　支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
○　当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（宮崎地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年11月１日
北陸地方整備局長　前川　秀和

1　処分をした年月日　平成23年10月６日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社タウンデザイン　竹内　孝志　石川県金沢市古府３丁目57番地　国土交通大臣許可（般―18）第22029号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、内装仕上工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成23年９月29日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年11月１日
北陸地方整備局長　前川　秀和

1　処分をした年月日　平成23年10月６日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　スタンドアドサービス株式会社　廣川　佳正　石川県金沢市松寺町辰32―１　国土交通大臣許可（特―19）第8901号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成23年９月15日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。